

改 正 案	現 行
<p>（水域施設等）</p> <p>第二十条 法第五十六条の三第一項の政令で定める水域施設、外郭施設又は係留施設は、次に掲げる港湾の施設（その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる係留施設</p> <p>イ 危険物積載船（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第二十二</u>条第三号の危険物積載船をいう。）、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）又は自動車航送船を係留するための係留施設（貨物の積み込み若しくは取卸しをすることができるもの又は人が乗船し、若しくは下船することができるものに限る。）</p> <p>ロ・ハ （略）</p>	<p>（水域施設等）</p> <p>第二十条 法第五十六条の三第一項の政令で定める水域施設、外郭施設又は係留施設は、次に掲げる港湾の施設（その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる係留施設</p> <p>イ 危険物積載船（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第二十二</u>条第二号の危険物積載船をいう。）、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）又は自動車航送船を係留するための係留施設（貨物の積み込み若しくは取卸しをすることができるもの又は人が乗船し、若しくは下船することができるものに限る。）</p> <p>ロ・ハ （略）</p>

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一）五（略）</p> <p>六 港則法第三十六条の三第二項（船舶交通の制限等）（同法第三十条の五（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による通報</p> <p>七）十（略）</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 法第二条第二号へに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一）五（略）</p> <p>六 港則法第三十六条の三第二項（船舶交通の制限等）（同法第三十条の三（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による通報</p> <p>七）十（略）</p>